



2019-20 年度 地区スローガン

**伝統と革新**  
世界はひとつ

創 立	昭和 32 年 4 月 19 日
会 長	高 橋 靖
会長エレクト	長 谷 川 博 章
副 会 長	米 田 常 彦
	森 川 善 隆
幹 事	豊 田 博 樹
公共イメージ	松 井 大 典



事務局（例会場）

橿原市久米町 652-2 THE KASHIHARA 4F  
TEL/0744-28-2801（直通）  
FAX/0744-28-2802  
E-mail/krc@jeans.ocn.ne.jp  
TEL/0744-28-6636（ホテル）

例会日

金 曜 日  
12 時 30 分～13 時 30 分

Vol. 63 No. 24 (2019-20)

2019 (令和元) 年 3 月 13 日発行

## 3月は、「水と衛生月間」(Water and Sanitation Month)です。

### 第 3054 回例会報告書

2020 (令和 2) 年 2 月 28 日

司会 SAA・辻田真海会員  
R.song 我等の生業  
ソング・リーダー 尾上隆志会員

#### ゲ ス ト

卓話講師：公益社団法人 葛城納税協会  
専務理事 岡本慎太郎氏  
米山奨学生 趙 信さん

#### ビ ジ タ ー

潮田悦男君 (奈良大宮 RC)

#### 出 席 報 告

正会員 44 名  
(2/28) 出席者 30 名 出席率 75.0%  
(補正なし)

#### ニ コ ニ コ 箱

- ◎本日の卓話担当です。よろしくお願ひします。  
……………中林隆男会員
- ◎先日の例会で飛鳥学院へ訪問しましたが、67 年ぶりで、下の保育所の卒園者で 66 年ぶりで懐かしうれしかったです。  
……………中川一郎会員
- ◎先週の移動例会を欠席したので。  
……………福井良盟会員・井上輝好会員

#### 会 長 挨 拶

○皆様こんにちは。世間ではコロナウイルスが話題で、今日の出席者は少ないのではないかと考えていたが、今日も多数ご出席頂き、うれしく思う。体調には十分にお気を付け頂きたいが、昨日やまと西和 RC の幹事の方から、橿原 RC はこれからの運営はどうするのかという連絡があった。奈良 RC、やまと西和 RC、大和郡山 RC は休会されるそうだ。クラブ内の

ことで、皆様のお顔を見て体調も分かるので大丈夫なのではないかという話をしていたが、ビジターの方なども来られたりすることへの対応ができないので休会するそうだ。当クラブとしては大きな問題がなければ、このまま運営をさせて頂きたいと考えている。次週は一泊例会もあり、参加される皆様からも楽しみにしているとお話も伺っているので、ここは開催させて頂き、2 日間皆様と共に楽しく過ごしたいと思う。親睦活動委員会の方でマスクも準備して頂けるとのことなので、気になる方は着用して頂き、体調も万全の状態でご参加頂ければと思う。

○中間決算について、細かい話は来月の理事会で私から理事の皆様にお話をし、その上で皆様にお話させて頂くとお伝えしていたが、現状としては順調に進んでおり、本年度はニコニコ箱からの繰り入れもあまりせずに運営をさせて頂いている中で、おそらくニコニコ箱会計は大事にそのまま引き継げると思う。本年度だけでなく次年度の事業が盛会に行われるように、予算編成も考えての現状運営しているので、ご不便をおかけしている点多々あるかとは思いますが、安心して次年度に向けて突っ走って頂きたいと思う。

#### 幹 事 報 告

△ロータリー財団より、ポール・ハリスフェローの認証ピン・認証状の伝達  
・松岡康毅会員・尾上隆志会員・吉川弘晃会員







△次週の例会は一泊例会となるので、お間違えの無いようよろしくお願いいたします。

△例会変更ほか（詳細は掲示板にて。）

- ・奈良西 RC
  - ①3月19日（木）・3月26日（木）・4月30日（木）休会 ※ビジター受付なし。
  - ②4月16日（木）早朝例会の為、変更→於：霊山寺
  - ③4月23日（木）移動例会
  - ※ビジター受付は②③のみ、当日 17:30～18:00 まで、奈良ロイヤルホテル1階フロント横にて。
- ・やまとまほろば RC
  - ①3月19日（木）・3月26日（木）休会 ※ビジター受付なし。
  - ②シンポジウム開催延期について  
新型コロナウイルス感染拡大を受け、やまとまほろば RC 主催の標記イベントを延期とする。（開催時期は未定）
- ・やまと西和 RC
  - 3月17日（火）・3月24日（火）休会
  - ※いずれもビジター受付なし。
- ・あすか RC
  - 3月19日（木）・3月29日（日）・4月5日（日）・4月9日（木）休会
  - ※いずれもビジター受付なし。
- ・平城京 RC
  - 3月19日（木）・3月26日（木）休会
  - ※ビジター受付なし。
- ・桜井 RC
  - 3月11日（水）・3月18日（水）・3月25日（水）休会 ※いずれもビジター受付なし。
- ・奈良 RC
  - 3月19日（木）・3月26日（木）休会
  - ※いずれもビジター受付なし。

- ・奈良東 RC
  - 3月18日（水）・3月25日（水）休会
  - ※いずれもビジター受付なし。
- ・大和郡山 RC
  - 3月16日（月）・3月23日（月）・3月30日（月）休会 ※いずれもビジター受付なし。
- ・奈良大宮 RC
  - 3月17日（火）・3月28日（土）家族親睦例会休会 ※いずれもビジター受付なし。

## 委員会報告

○親睦活動委員会：安永吉伸副委員長

・一泊例会について

ご参加される皆様に「旅のしおり」をお渡しさせて頂いたので、2日間のスケジュールをご確認頂きたい。1日目は8時30分伊丹空港に集合となっているのでよろしくお願いしたい。2日間皆様と楽しく活動し、いろいろな思い出を作っていきたいと思う。出発前や旅行中に何かあれば副委員長もしくは私の方までご連絡頂きたい。

## 卓話

担当：中林隆男会員

講師：公益社団法人 葛城納税協会  
専務理事 岡本慎太郎氏



## 「審査請求制度と 査察制度について」

私は、平成28年7月に国税関係の国家公務員を定年退職するまでの42年間のうち、行政庁である税務署長や国税局長がした各処分に対して不服がある場合に、納税者の皆さんが不服を申し立てる機関である国税不服審判所で5年間、また、大阪国税局査察部で約20年間勤務しましたので、経験談を交えながら両制度についてお話しさせていただきます。

審査請求制度は、平成26年に行政不服審査法が大改正されたことに伴い、平成28年4月に国税通則法が改正・施行され、現在の制度になっています。具体的には、例えば、税務署の調査を受けて、納税者が過少申告加算税等の賦課決定処分を受けた場合で、その処



分に関して、税務署側と納税者側の法令（税法）解釈が異なる場合、納税者がすぐ訴訟を提起して争うことはできず、先ず、納税者（審査請求人）が処分を行った税務署（原処分庁）に再調査の請求を行った後でも納得できない場合と、若しくは、この再調査を経ることなく、選択で国税不服審判所に直接審査請求することができる制度です。

国税不服審判所での調査・審理は、フロー図にありますとおり、ほぼ裁判と同じように進めますが、全て非公開の場で行うことが裁判とは大きく異なります。また、公正な審理を行うために、一つの審査請求事案には、独立した立場にある3名以上の国税審判官等で構成する合議体が議決を行い、その議決に基づいて、国税不服審判所長が行政部内の最終判断である裁決を行いますので、審査請求人の主張が認められなかった場合に限り、審査請求人は訴訟を提起することができますが、逆の場合に原処分庁は訴訟を提起することができません。

次に、査察調査制度について説明します。

我が国の申告・納税制度は、納税者の皆さん自身による適正な申告と納付制度で支えられていますので、これを維持し、課税の公平を確保するためには、故意に不正な手段で税金を免れた納税者には、その責任を厳しく追及する必要があります。そのために、一般の税務調査のほか、特に大口・悪質な脱税をした納税者に対しては、税金の差額を納付してもらっただけではなく、罰金や懲役という刑事罰を科すため、査察調査という特別な調査制度を採っています。

査察調査は、税務署や国税局の他部署が行う任意調査とは異なり、強制的な犯則調査ですので、フロー図にありますとおり、情報収集のための内定調査を行って、それを訴明資料として裁判官から「臨検・捜索・差押許可状」（令状）を発付してもらい、事務所や社長さんの住居などのほか、取引先や金融機関等に対する強制調査を一斉に実施します。事務所等では、会計帳簿のほか、請求書等の帳票類や集計表など、実際の売上金額や仕入金額などが分かる書類や、申告所得金額や税額を不正に圧縮するために作成した書類やデータ等を令状に基づいて差し押えます。

その後、社長さんや経理担当者に対する質問調査等を国税局で行い、犯則嫌疑事実が固まった段階で検察庁に告発します。検察庁では、検察官捜査を経て裁判所に起訴することによって裁判が始まり、判決で有罪となれば、刑事罰である罰金が課され、事案によっては懲役の実刑が課されますので、行政処分である重加算税等の金銭負担のほか、社会的な立場や信用も失墜するため、「脱税は割に合わない。」と言われる所以です。

なお、令状について少し説明しますと、令状を提示すれば、臨検⇒同意なく住居内等に立ち入ること、捜索⇒同意なく住居内等を捜索すること、差押え⇒同意なく書類等を差し押える（持ち帰る）ことが法的に許可されていますので、住居不法侵入や窃盗の罪に問われることはありません。

以上のとおり、査察調査制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を問うものですが、平成28年以降の3年間で、査察部が告発して検察官が起訴した事案は、有罪率が100%となっています。本日は、皆さん方にとっては馴染みがないお話をさせていただきましたが、世の中にはそうでない方もおられますので、査察調査制度の内容を知っていただき、適正に申告・納税される方がより多くなることを望んでいます。

### 【例会ご案内】

3月19日（木）《第3例会》  
やまとまほろば RC 合同夜間例会  
ホスト：やまとまほろば RC

→中止

3月27日（金）  
休会

4月5日（日）《第1例会》  
地区大会→中止

4月10日（金）《第2例会》  
担当：里田 好会員

4月17日（金）  
休会

### 【同好会】

書道同好会

3月13日（金）  
午後2時～ 於：4階 楓の間

### 【RAC 例会】

[檀原オークホテルにて、午後8時～9時15分]

3月25日（水）《第2例会》  
財務②

4月5日（日）《第1例会》  
花見例会

※卓話資料はデータでの提出をお願い致します。

